

(令和7年4月1日現在)

1. 商品名	・ 記念定期預金アプリ版「感謝」 (取扱期間：令和7年12月30日まで)														
2. 販売対象	・ 個人向け IB 契約者														
3. 期間	・ 3年 自動継続														
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入。 ・ 1口50万円以上500万円以下。お一人さま500万円までとします。 ・ 1円単位														
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻しいたします。														
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 年0.650% (税引後 年0.5179525%) 複利型 ・ 満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 自動継続後の金利は、継続日における店頭表示金利 (スーパー定期<3年もの> またはスーパー定期300<3年もの>) を適用いたします。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算。														
7. 税金	・ お受け取り利息には、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。														
8. 手数料															
9. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、下表の中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利で計算した中途解約利息とともにお支払いいたします。 (表) 約定預入期間は3年 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">預入日から解約日前日までの日数</th> <th style="text-align: center;">解約時の普通預金利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td style="text-align: center;">解約時の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上2年未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上3年未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×40%</td> </tr> </tbody> </table>	預入日から解約日前日までの日数	解約時の普通預金利率	6ヵ月未満	解約時の普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×20%	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×20%	1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×20%	2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×40%	2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×40%
預入日から解約日前日までの日数	解約時の普通預金利率														
6ヵ月未満	解約時の普通預金利率														
6ヵ月以上1年未満	約定利率×20%														
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×20%														
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×20%														
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×40%														
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×40%														
10. 金利情報の入手方法	・ 店頭備えつけの金利ボード、または当金庫ホームページをご覧ください。 さがみ信用金庫ホームページ< https://www.shinkin.co.jp/sagami/ > ・ 詳しくは、窓口までお問い合わせください。														
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業統括部 (午前9時～午後5時、電話0120-426-614) にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会 (電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話 03-3581-2249) (以下「東京三弁護士会」という) の仲裁センター等並びに神奈川県弁護士会 (電話 045-211-7716) の紛争解決センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記営業統括部、全国信金相談所 (午前9時～午後5時、電話 03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所 (午前9時～午後5時、電話 03-5524-5671) のいずれかにお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にも次の①、②の方法によりご利用いただけます。①東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法。(現地調停) ②当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案内を移管し、紛争の解決を図る方法。(移管調停)</p>														

12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。・ 当金庫の判断で予告なく商品内容・条件を変更することや、取扱いを中止する場合がございます。
----------------	---